

平成30年 決算特別委員会（知事総括質疑）開催状況

年月日 平成30年11月14日（水）
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 地方交付税と臨時財政対策債について （一）臨時財政対策債の発行に伴う地方財政措置の変化に対する認識について 分科会質疑で、地方交付税の肩代わりとされる臨時財政対策債の発行、事業費補正の見直し・縮小によって地方の独自財源の減少が、地方財政を破綻させてしまうのではないかという、地方自治の根幹を揺るがす事態となっていることが明らかとなりました。知事は、こういった事態をどう認識しているのか、まず伺います。</p> <p>（一）再 臨時財政対策債は、毎年度1,000億円以上の規模で発行され、一方で普通交付税は、年々減額され、6,000億円台となる一方で、臨時財政対策債の残高は、道の税収の3年以上の1兆8,000億円を超えるまでに膨れ上がっています。借金払いを後年度に先送りするだけのものであり、道財政の更なる硬化を招き、地方財政の健全化を著しく損ねているといえます。知事は、こうした危機感を共有した認識に立っていないのでしょうか、再度伺います。</p> <p>（二）事業費補正の見直しによる影響等について 事業費補正においても見直しが進められています。河川改修や砂防に関する事業、必要な公共施設の維持・更新など、道が独自に行うべき道民のくらしや安全にかかわる事業等への算入率が引き下げられ、廃止されてきています。知事は、こうした事態をどう認識し、影響をどうとらえているのか。また、庁内で、危機感を共有しているのか、伺います。</p>	<p>（知 事） 地方交付税等に関する認識についてであります。本道をはじめ全ての地方自治体が、安定的な財政運営を行っていくためには、必要な財政需要が的確に地方財政計画に計上されるとともに、地方交付税の法定率の引上げなどにより、一般財源総額が十分に確保されることが何より重要と認識をいたします。</p> <p>道といたしましては、引き続き、住民に必要な行政サービスを、主体的かつ安定的に提供していくため、臨時財政対策債の償還に要する経費の基準財政需要額への確実な算入はもとより、面積が広大で人口が分散しているなど、本道の実情を踏まえた、交付税の算定が行われるよう、国に対し、強く働きかけているところであります。</p> <p>（知 事） 臨時財政対策債等についてであります。臨時財政対策債は、地方財政全体の財源不足に対応するために発行される、特例的な地方債であり、その元利償還金相当額は、後年度、全額、交付税措置されるものと承知をいたします。</p> <p>しかしながら、本来は、臨時財政対策債のような特例的な地方債によるのではなく、地方交付税の法定率の引上げなどにより、抜本的な対応を行うことが必要であると考えます。</p> <p>このため、道といたしましては、これまでも、全国知事会をはじめとする地方六団体とも連携しながら、償還財源の確実な担保や、法定率の引上げなどにより、地方交付税総額の安定的な確保を図るよう、あらゆる機会を通じて、国に対し強く要望してきているところであります。</p> <p>（知 事） 事業費補正についてであります。事業費補正については、政策誘導や安易な事業実施に繋がりにくいとの指摘もあり、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を図る観点から、特定の事業に係る元利償還金について、人口等の測定単位に応じた算入に振り替えるなど、累次の見直しが行われてきたものと承知をしておりますが、この間、道における当該補正に係る基準財政需要額については、投資的経費が減少したことをはじめ、様々な変動要素により、減少してきたものと認識をいたします。</p> <p>道といたしましては、安定的な財政運営を行っていくには、道民のくらしや安全を守るために必要な財政需要が的確に地方財政計画に計上されるとともに、法定率の引上げなどにより、交付税等の一般財源総額が十分に確保されることが何よりも重要と考え、これまでも、全庁的な国費要望に盛り込むなどして、国に働きかけてきているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 国への対応について</p> <p>7月に全国知事会が臨時財政対策債の廃止と地方交付税の法定率の引き上げ等を含めた提言を行いました。知事は、この提言に込められた全国の知事の思いを、どう受け止めていますか。また、知事会の提言以上の内容で、地方交付税法に基づく意見書を、北海道知事として国に提出すべきではないですか。見解を伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>地方自治の根幹に関わる問題ですから、危機感の全庁共有と、道の主体的な取組の継続を求めて、次に、災害の検証等についてです。</p>	<p>(知 事)</p> <p>国への対応についてであります。本年7月に札幌において開催された全国知事会議においては、地方税財源の確保や充実を図るため、臨時財政対策債の廃止、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革や、償還財源の確保などについて、本道も含めた全都道府県からの提言として、取りまとめたものであります。</p> <p>道では、これまでも、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度を活用するなど、あらゆる機会を通じて国に対し要望してきているところではあります。今後とも、全国知事会などとの連携はもとより、道といたしましても、臨時財政対策債に頼ることなく、安定的に地方交付税総額の確保が図られるよう、国に対して強く求めてまいります。</p>